

～ 国際研修 ～

第5～7回ラオス本邦研修 —2012年度民法・民事訴訟法関連研修

元国際協力部教官（現ラオス長期派遣専門家）

中 村 憲 一

2010年7月に始まった「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」は、開始から既に3年が経過し、プロジェクト期間4年間のうち残り期間が1年を切った。

これまで、本プロジェクトの関係では、2010年度中に民法サブワーキンググループの、2011年度中に刑事訴訟法及び民事訴訟法の各サブワーキンググループの本邦研修をそれぞれ実施したが¹、2012年度には、刑事訴訟法・民事訴訟法の各サブワーキンググループの本邦研修に加え、2回の民法サブワーキンググループの研修を実施した²。ラオスでは、法・司法分野の人材に限られているため、そうした人材に集中的にリソースを投入するのが特徴となっており、同一メンバーが複数回にわたり研修のため日本を訪れている³。

本稿では、2012年度に実施した上記各研修のうち

- ・ 第5回本邦研修（大阪にて、民事訴訟法サブワーキンググループを対象）

¹ 各研修の実施状況については、本誌47、50、51及び53号を参照されたい。なお、本誌44号では、本プロジェクト開始時の特集記事が組まれている。

² JICAと本プロジェクト各実施機関は、2012年8月、本プロジェクトの従前のR/D（Record of Discussion）を改め、モデル教材作りに加え、民法典の起草を活動に取り込んだが、これに伴い、民法典の起草メンバーを民法サブワーキンググループのメンバーに迎え入れたため、同グループのメンバーが約40人に達したことから、研修を2回に分けて実施した。

³ 例えば、民事訴訟法サブワーキンググループの一部メンバーは、民法典の起草メンバーにも選ばれているため、民法サブワーキンググループの本邦研修にも参加している。

- ・ 第6回本邦研修（東京にて、民法サブワーキンググループを対象）
- ・ 第7回本邦研修（東京にて、民法サブワーキンググループを対象）

につき、概要を報告する。

1 第5回ラオス本邦研修（民事訴訟法）

(1) 研修の概要

本研修は、2012年11月26日から同年12月7日にかけて大阪で実施され、中部高等人民裁判所副所長であるソムサック・タイブンラック氏を始め、裁判所、検察院、ラオス国立大学及び司法省（同省所管の法科大学を含む。）から教職員合計12名が研修員として来日し研修に参加した（別紙1-1参照）。

講師は、本プロジェクトの民事訴訟法アドバイザリーグループのメンバーである大阪大学大学院高等司法研究科名津井吉裕准教授、法務省大臣官房萩本修審議官（民事局担当）のほか、大阪大学国際公共政策研究科比較公共政策専攻の大久保邦彦教授にお願いした。

(2) 研修の内容

研修の内容については、別紙1-2を参照されたい。

主な内容として、民事訴訟法の5つの論点、すなわち、①訴状の受理、②訴状の送達、③訴訟の参加者、④証拠の収集、⑤再審を取り上げた議論、改訂

版法令・手続チャート⁴及びモデル教材の目次の検討を行った。

また、国際協力部三浦康子教官による「日本の民事訴訟の流れと証拠調べ」「日本の非訟事件について」の講義を実施したほか、萩本審議官に民事保全に関する講義をお願いした。新たな試みとして、大久保教授に、日本の大学の法学部やロースクールで広く行われている「法の解釈」に関する講義を、ラオスの文化・法律を踏まえた形で行ってもらったところ、研修員からは大変好評であった。

そのほか、ラオスにおける民事保全・執行が必ずしも満足には機能していない現状を踏まえ、大阪地方裁判所の保全部及び執行部で概要説明を受けるとともに見学を行い、また、ラオスにおける弁護士及び弁護士会の活動がまだまだ低調である実情に照らし参考にしてもらうべく、大阪弁護士会を訪問し、組織及び活動に関する情報提供を受けるとともに弁護士との意見交換を行った。

2 第6回本邦研修（民法1）

(1) 研修の概要

本研修は、2014年2月4日から同月15日にかけて東京で実施され、民法のサブワーキンググループ内の4つの小グループのうち、総則及び自然人・法人を担当するグループ1と契約内外債務及び担保を担当するグループ2のメンバー合計19名（司法省法・司法研修所長であるジョムカム・ブッパリワン氏が団長）を研修員として日本に招いて行われた（別紙2-1参照）。

講師は、本プロジェクトの民法アドバイザーグループのメンバーである慶応義塾大学法科大学院松尾弘教授、立教大学大学院法務研究科野澤正充教授をお願いするとともに、新たにアドバイザーグループに加わってもらい第7回本邦研修（民法2）か

⁴ 2012年6月に開かれた国会における民事訴訟法改正を踏まえて改訂したもの。

ら本格的に講師となる慶応義塾大学法科大学院西希代子准教授も参加した。

(2) 研修の内容

研修の内容については、別紙2-2を参照願いたい。

研修の中心は検討会であり、現地の石岡専門家がラオス側と話し合っ提案し、先生方の了承を得たトピックとして、①契約の効力、②瑕疵担保責任、③不法行為、④不当利得を取り上げた。

また、松尾教授に「法の体系」についての講義を行ってもらったが、ラオスの大学ではこうした講義はないとのことであり、研修員の間からは、ラオスの高官に向けて同様の講義を行ってほしいとの声も聞かれた。

そのほか、ラオスにおける立法技術に改善の余地があることから民事局を訪問し局付に「民事局の業務と立案事務」に関する講義をお願いしたほか、日本の公証制度を参考にしてもらうべく、同じく民事局付に「日本の公証制度について」の講義を行ってもらった上、公証人との意見交換を行ったが⁵、いずれにおいても、活発な質疑及び意見交換がなされた。加えて、東京地方裁判所の見学を実施した。

3 第7回本邦研修（民法2）

(1) 研修の概要

本研修は、2014年3月4日⁶から同月15日にかけて東京において行われた。同研修には、民法のサブワーキンググループ内の4つの小グループのうち、残りの2グループ、すなわち、物権を担当するグループ3と親族及び相続を担当するグループ4のメンバー合計18名（団長は、司法省法制局長であるブンポン・フアンマニー氏）を研修員として日本に招い

⁵ ラオス契約内外債務法15条5項は、全ての契約について公証を受けなければならないかのような規定ぶりとなっている。

⁶ 日本到着が3月4日早朝となったため、実質的な研修の開始日は翌5日からとした。

て行った（別紙3-1-1及び同3-1-2参照）。

なお、この研修では、初の試みとして、最初のオリエンテーションと最後の評価会・修了式を除き、研修のほぼ全過程を2つのグループに分かれたまま実施した。

講師は、第6回本邦研修（民法1）に引き続き、松尾教授と野澤教授にお願いし、両教授がグループ3の検討会を担当し、本研修から正式に加わった西准教授がグループ4の検討会を担当した⁷。

また、年度途中で民法典の起草支援が加わった関係で、2012年度における民法サブワーキンググループの本邦研修が2回になったという経緯があり、本研修については、JICAが直接運営を行うこととなった。

（2）研修の内容

研修の内容については、別紙3-2を参照されたい。

研修の冒頭において、第6回本邦研修（民法1）で好評を得た松尾教授による「法の体系」の講義を再度実施した。

グループ3及び同4いずれについても、第6回本邦研修（民法1）同様、検討会が研修の中心であり、グループ3については、①占有権、②物権変動、③物権的請求権、④相隣関係・用益物権をトピックとして取り上げ、グループ4については、①親族法の全体像、婚姻、②離婚、③養子縁組など親子関係、④相続・遺言をトピックとして予定したが、実際には①・②を重点的に検討した。

加えて、両グループいずれも東京地裁を見学した上、グループ3は、東京法務局における不動産登記業務を見学し、グループ4は、東京家庭裁判所を訪問した。

4 所感

まず、各研修では、多忙な先生方に多くの時間を割いていただいた。こうした先生方のお力なくして、各研修を成功裏に終えることはできなかったであろう。また、いずれの見学先においても、大変手厚く研修員を迎え入れていただいた。こうした先生方のご尽力や訪問先における心遣いにより、いずれの研修における研修員の満足度も非常に高かった。この場を借りて謝意を申し述べたい。

民法のサブワーキンググループを対象とした第6回及び第7回本邦研修（民法1・2）については、いずれも民法典の起草を巡る議論が中心になっており、それ自体、実際に行った条文案を検討するなど極めて実践的な内容であった。もっとも、民法典の起草は、当初からのプロジェクトの活動内容であるモデル教材作りと密接な関係にあるものの、モデル教材作りそのものに焦点を当てた活動ではないため、この点について、今後の研修内容の工夫あるいは現地におけるフォローなど何らかの方策を講じる必要があるかもしれない。

第7回本邦研修（民法2）については、運営をJICAが直接行うということであり、担当者が多忙な中、準備を進めてくれたが、直前になり予算の都合で議事録の外部発注ができなくなり、研修後、本職においてグループ4の議論の詳細をフォローし、あるいは、石岡専門家においてグループ3の議論の詳細をフォローするのが困難になった。本プロジェクトが人材育成に焦点を当てるものであること、民法典制定に向けた議論の経過を残しておくのが望ましいことも考え併せると、討論会における議事録作成の必要性は高いといえよう。

本プロジェクトの残期間が1年を切ったことから、モデル教材作りを加速させる必要がある一方、プロジェクトの目標が人材育成にあることを忘れずに、成果物の完成ばかりに目を奪われず引き続きメンバー間で充実した議論が行われることを期待したい。

⁷ 本職は、主にグループ3の活動を見守り、石岡専門家は、主にグループ4の活動に加わった。

ラオス法律人材育成プロジェクト第5回本邦研修

1	ソムサック・タイブンラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所副所長
2	ポーンペット・ウンケオ
	Ms. Phonephet OUNKEO 最高人民検察院民事審査部副部長
3	パイマニー・サイヴォンサー
	Ms. Phaymany SAYVONGSA ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
4	ブンメーク・バンナウオン
	Mr. Bounmek BANNAVONG 司法省人事局長
5	カンムアン・シウィライ
	Mr. Khammouane SIVILAY 最高人民検察院民事部副部長
6	ブントウン・シートーンゲオチャンパー
	Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA ラオス国立大学法政治学部民法学学科副学科長
7	ウドーン・シンダーラー
	Mr. Oudone SINGDALA 中部法科大学学長
8	ソムサニット・ドンパースト
	Mr. Somsanith DONEPASEUTH 南部法科大学副学長
9	センスリヤー・プアンペット
	Mr. Sengsouliya PHOUANGPHET 最高人民裁判所国際協力課長
10	ネオパチャン・カムマニウオン
	Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG 司法省法律研究所課長
11	アクソンシン・ウィサイヤライ
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
12	プーミー・シンラッタナタマテーワー
	Mr. Poumy SINLATANATHAMATHEVA 司法省国際協力局国際司法課副課長

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第5回本邦研修日程

[担当教官: 中村教官, 三浦教官 事務担当: 山口専門官]

月 日	9:30 12:30	14:00 17:00
11 / 日 25	入国	
11 / 月 26	JICAオリエンテーション JICA関西	国際協力部プログラムオリエンテーション (13:30~14:00) JICA関西 ICD教官による講義「日本の民事訴訟の流れと証拠調べ」「日本の非訟事件について」 三浦教官 JICA関西
11 / 火 27	改訂版チャートについての発表① 名津井准教授 兵庫国際交流会館	講義「法の解釈」 大久保教授 兵庫国際交流会館
11 / 水 28	改訂版チャートについての発表② 名津井准教授 兵庫国際交流会館	論点に関する集中討論① 名津井准教授 兵庫国際交流会館
11 / 木 29	論点に関する集中討論② 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館	論点に関する集中討論③ 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館
11 / 金 30	論点に関する集中討論④ 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館	論点に関する集中討論⑤ 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館
12 / 土 1		
12 / 日 2		
12 / 月 3	教材作成に関する講義 名津井准教授, 萩本審議官 ICD	意見交換会 (12:15~13:15) 記念撮影 (13:30~) モデル教材の目次の検討① 名津井准教授, 萩本審議官 ICD
12 / 火 4	モデル教材の目次の検討② 名津井准教授 阪大中之島センター	質疑応答, 見学の事前説明 ICD教官 阪大中之島センター
12 / 水 5	大阪弁護士会見学(一般業務を中心に) 大阪弁護士会	大阪地方裁判所見学(保全部・執行部) 大阪地方裁判所
12 / 木 6	今後の教材作りの進め方に関する意見交換 名津井准教授, 萩本審議官 兵庫国際交流会館	民事保全に関する講義 萩本審議官 兵庫国際交流会館
12 / 金 7	ラップアップ(総括質疑等) 名津井准教授, 萩本審議官 JICA関西	評価会・修了式 JICA関西
12 / 土 8	帰国	

※ICD=法総研国際協力部(大阪中之島合同庁舎)

ラオス法律人材育成プロジェクト第6回本邦研修

1	ジヨムカム・ブッパリワン
	Dr. Chomkham BOUPHALIVANH 司法省法・司法研修所長
2	ナロンリット・ノーラシン
	Mr. Nalongith NORASING 司法省国際関係・協力局長
3	ウィサイ・シーハーバンニャー
	Mr. Vixay SYHAPANYA ラオス国立大学法政治学部学科長
4	ソムサック・タイブンラック
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK 中部高等人民裁判所副所長
5	チャンタリー・ドゥアンウィライ
	Mr. Chanthaly DOUANGVILAY 最高人民裁判所判事
6	ドゥアンマニー・ラオマオ
	Ms. Douangmany LAOMAO 司法省経済紛争解決センター副所長
7	カンムアン・シウィライ
	Mr. Khammouane SIVILAY 最高人民検察院民事部副部長
8	タノンサック・ラサボン
	Mr. Thanongsack RASPHONE 中部高等人民裁判所判事
9	ブアリー・ペツミーサイ
	Mr. Boualy PHETMIXAY ヴィエンチャン首都第三地区人民検察院副所長
10	チッタソン・ブンコン
	Ms. Chittasone BOUNKHONG 司法省法制局課長
11	シウィサイ・パサンボン
	Mr. Sivixay PASANPHONE 司法省検査局副局長
12	ラツサミー・シーサムット
	Ms. Latsamy SYSAMOUTH 司法省法・司法研修所課長
13	コンサワン・サワリー
	Ms. Khonesavanh SAVARY 司法省法律普及局課長
14	ネオパチャン・カムマニウオン
	Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG 司法省法律研究所課長
15	カムパイ・サイニャウオン
	Ms. Khamphay XAYAVONG ヴィエンチャン首都公証局長
16	サーティット・スツタムマコート
	Mr. Sathith SOUTHAMMAKOTH 商工省技官
17	プーミー・シンラッタナタマテーワー
	Mr. Poumy SINLATANATHAMATHEVA 司法省国際協力局副課長
18	ラオカム・カムブートサヴォン
	Mr. Laokham KHAMBOULATSAVONG 南部法科大学教官
19	サイタヌー・インソムボン
	Mr. Saythanou INSOMPHONE 北部法科大学教官

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第6回本邦研修日程

[担当教官: 中村教官 事務担当: 山口専門官]

月	曜	9:30	12:30	14:00	17:00
2	日	入国			
3	日				
2	月	JICAオリエンテーション	国際協力部 オリエンテー ション (13:30~14:00)	講義「法の体系について」	
4	月	TIC	TIC	松尾教授, 西准教授	TIC
2	火	検討会「契約の効力について」①		検討会「契約の効力について」②	
5	火	松尾教授, 野澤教授, 西准教授		松尾教授, 野澤教授, 西准教授	
2	水	民事局長及び 審議官表敬 (9:45~10:00)	民事局講義 「民事局の業務と立案事務」 (10:00~12:00)	所長主催意見交換会 及び記念撮影 (12:15~13:45)	民事局講義「日本の公証制度について」 公証人との意見交換会 (14:00~17:00)
6	水	民事局長室	福田局付	法総研共用会議室	藤田登記所適正配置対策室ほか 法総研共用会議室
2	木	検討会「契約の効力について」③		検討会「瑕疵担保責任について」①	
7	木	松尾教授		松尾教授	
2	金	検討会「瑕疵担保責任について」②		検討会「瑕疵担保責任について」③	
8	金	松尾教授, 野澤教授		松尾教授, 野澤教授	
2	土				
9	土				
2	日				
10	日				
2	月	検討会「不法行為について」①		検討会「不法行為について」②	
11	月	松尾教授, 野澤教授		松尾教授, 野澤教授	
2	火	検討会「不法行為について」③		検討会「不当利得について」①	
12	火	松尾教授, 野澤教授		松尾教授, 野澤教授	
2	水	東京地方裁判所見学		検討会「不当利得について」②	
13	水	東京地方裁判所		松尾教授 法総研共用会議室	
2	木	検討会「不当利得について」③		今後の教材作りの進め方に関する意見交換	
14	木	松尾教授, 西准教授		松尾教授, 西准教授	
2	金	総括質疑		評価会・終了式	
15	金	松尾教授		TIC	
2	土	帰国			
16	土				

※TIC=JICA東京国際センター

ラオス法律人材育成プロジェクト第7回本邦研修(物権法グループ)

1	ブンポン・ファンマニー	
	Ms. Bounphone HEUANGMANY	
	司法省法制局局长	民法典起草委員
2	カムペット・ソムウォラチット	
	Mr. Khamphet SOMVOLACHITH	
	最高人民検察院条約・国際関係・儀典局局长	グループ3 リーダー
3	タノムチット・コーツプトーン	
	Ms. Thanomchith KHOTPHOUTHONE	
	国会法務局課長	グループ3 副リーダー
4	トンカム・ロイヤン	
	Mr. Thongkham LORYANG	
	ラオス国立大学法政治学部民事法学科教員	グループ3 副リーダー
5	カムキット・チャンシー	
	Mr. Khamkit CHANSY	
	中部高等人民検察院副所長	グループ3
6	アンパイ・チツマヌン	
	Mr. Amphay CHITMANONH	
	国会法務局局长	グループ3
7	シーブンソム・ブンロム	
	Mr. Sibounzom BOUNLOM	
	最高人民検察院研修・研究所課長	グループ3
8	アクソンシン・ウィサイヤライ	
	Mr. Acksonesinh VIXAYALAI	
	ヴィエンチャン首都裁判所判事	グループ3
9	アヌソン・スリヤー	
	Mr. Anousone SOULIYA	
	最高人民裁判所専門官管理・統計局課長	グループ3
10	センペット・ウォンサイ	
	Mr. Sengphet VONGXAY	
	最高人民検察院条約・国際関係・儀典局	グループ3

ラオス法律人材育成プロジェクト第7回本邦研修(親族・相続法グループ)

1	ブンクワン・タウィサック	
	Mr. Bounkhouang THAVISACK	
	最高人民裁判所研究・研修所所長	グループ4 リーダー
2	サイキット・ウィシソムバット	
	Ms. Saykhit VISISOMBAT	
	司法省中部法科大学副学長	グループ4 副リーダー
3	プーサイ・チャンタウオン	
	Mr. Phouxay CHANTHAVONG	
	ラオス国立大学法政治学部民事法学科教員	グループ4
4	スーリサック・テツパウオン	
	Mr. Soulisack THEPPHAVONG	
	司法省中部法科大学分校副学長	グループ4
5	ホンサー・インティラット	
	Mr. Hongsa INTILATH	
	外務省条約・法律局副局長	グループ4
6	ティツパソン・ラウオンサイ	
	Mr. Thiphasone LADVONGXAY	
	最高人民裁判所研究・研修所主任	グループ4
7	スツチャイ・ワンナシン	
	Mr. Soudchai VANNASIN	
	外務省条約・法律局専門官	グループ4
8	タノンシン・カムシンサワット	
	Ms. Thanongsin KHAMSINGSAVATH	
	司法省中部法科大学教師	グループ4

ラオス法律人材育成強化プロジェクト第7回本邦研修日程

	曜日	9:30 12:30	14:00 17:00
3月3日	日	ラオス出国	
3月4日	月	日本到着 TIC	JICAブリーフィング TIC
3月5日	火	講義「法の体系」 松尾教授 TIC	<Group3> 占有権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 親族法の全体像, 婚姻 西准教授 TIC
3月6日	水	<Group3> 占有権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 親族法の全体像, 婚姻 西准教授 TIC	<Group3> 占有権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 相続法の全体像, 婚姻 西准教授 TIC
3月7日	木	<Group3> 物権変動 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 離婚 西准教授 TIC	<Group3> 物権変動 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 離婚 西准教授 TIC
3月8日	金	<Group3> 物権変動 松尾教授 TIC <Group4> 養子縁組など親子関係 西准教授 TIC	<Group3> 物権的請求権 松尾教授 TIC <Group4> 養子縁組など親子関係 西准教授 TIC
3月9日	土		
3月10日	日		
3月11日	月	東京地方裁判所訪問	東京地方裁判所訪問に関する質疑応答 TIC
3月12日	火	<Group3> 東京法務局訪問 東京法務局 <Group4> 東京家庭裁判所訪問 東京家庭裁判所	<Group3> 東京法務局訪問に関する質疑応答 TIC <Group4> 東京家庭裁判所訪問に関する質疑応答 TIC
3月13日	水	<Group3> 物権的請求権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 養子縁組など親子関係 西准教授 TIC	<Group3> 物権的請求権 松尾教授, 野澤教授 TIC <Group4> 相続・遺言 西准教授 TIC
3月14日	木	<Group3> 相隣関係・用益物権 松尾教授 TIC <Group4> 相続・遺言 西准教授 TIC	<Group3> 相隣関係・用益物権 松尾教授 TIC <Group4> 相続・遺言 西准教授 TIC
3月15日	金	<Group3> 総括質疑応答 TIC <Group4> 総括質疑応答 TIC	評価会 TIC 修了式 TIC
3月16日	土	日本出発	ラオス帰国